

議案第96号

杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する
条例

杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるもの

とする。

第9条第1項中「多い道路」の次に「（第3級及び第4級の道路を除く。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「道路（」を「道路（いずれも第3級及び第4級の道路を除く。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第39条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要がある。

杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道<small>せき</small>を設ける道路を除く。)</u>には、車道の左端寄り(停車</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路（第3級及び第4級の道路を除く。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路 _____
_____ には、自

転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いづれも第3級及び第4級の道路を除く。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 略
（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 略
（歩道）

第11条 第4級を除く道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自

転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（

前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 略
（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 略
（歩道）

第11条 第4級を除く道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自

転車道若しくは自転車通行帯を設ける
第4級の道路には、その各側に歩道を
設けるものとする。ただし、地形の状
況その他の特別の理由によりやむを得
ない場合は、この限りでない。

2～5 略

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障があ
る小区間について応急措置として改築
を行う場合（次項に規定する改築を行
う場合を除く。）において、これに隣
接する他の区間の道路の構造が、第4
条、第5条第3項から第5項まで、第
6条、第8条、第8条の2第3項、第
9条第3項、第10条第2項及び第3
項、第11条第3項及び第4項、第1
3条第2項及び第3項、第16条から
第23条まで、第24条第3項及び第
4項並びに第26条の規定による基準
に適合していないため、これらの基準
を適用することが適当でない認めら
れるときは、これらの基準によらない
ことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支
障がある小区間について応急措置とし
て改築を行う場合において、当該道路
の状況等に応じ、第4条、第5条第3
項から第5項まで、第6条、第7条第
2項、第8条、第8条の2第3項、第

転車道_____を設ける
第4級の道路には、その各側に歩道を
設けるものとする。ただし、地形の状
況その他の特別の理由によりやむを得
ない場合は、この限りでない。

2～5 略

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障があ
る小区間について応急措置として改築
を行う場合（次項に規定する改築を行
う場合を除く。）において、これに隣
接する他の区間の道路の構造が、第4
条、第5条第3項から第5項まで、第
6条、第8条_____、第
9条第3項、第10条第2項及び第3
項、第11条第3項及び第4項、第1
3条第2項及び第3項、第16条から
第23条まで、第24条第3項及び第
4項並びに第26条の規定による基準
に適合していないため、これらの基準
を適用することが適当でない認めら
れるときは、これらの基準によらない
ことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支
障がある小区間について応急措置とし
て改築を行う場合において、当該道路
の状況等に応じ、第4条、第5条第3
項から第5項まで、第6条、第7条第
2項、第8条_____、第

9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準を適用することが適当でない認められるときは、これらの基準によらないことができる。

9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準を適用することが適当でない認められるときは、これらの基準によらないことができる。